

独立行政法人農畜産業振興機構野菜需給・価格情報委員会設置要領 一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>1. 趣旨 野菜の生産流通に精通した関係者の意見を得て分析・検討を行う専門委員会として、<u>独立行政法人農畜産業振興機構</u>（以下「機構」という。）に「野菜需給・価格情報委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、情報の提供内容についてより一層の充実強化を図り、もって野菜需給協議会（以下「協議会」という。）における「野菜の需給、価格動向の情報の提供」の円滑な推進に資するものとする。</p> <p>2. 活動内容 (1) 野菜の主要な品目についての今後数か月間の需給・価格の見通しの分析・検討 (2) (1)に関する情報提供 (3) その他協議会の活動に必要な事項</p> <p>3. 構成等 (1) 委員は、学識経験者、<u>及び</u>野菜の生産・流通の実務者等で構成する。 (2) 委員会に座長をおく。 (3) 座長は、委員の互選により選出する。 (4) 座長は、委員会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。 (5) 委員会に、<u>学識経験者、野菜の生産・流通の実務者等で構成する必要に応じて専門委員及び</u>分科会をおくことができる。 なお、委員会座長は、<u>分科会座長を分科会委員から</u>指名するものとし、分科会座長は、委員会に出席し分科会の検討内容を報告するものとする。 <u>(6) 委員会及び分科会（以下「委員会等」という。）には、必要に応じて専門委員をおくことができる。</u> <u>(7-6) 委員、及び分科会委員及び並びに</u>専門委員（以下「委員等」という。）は、機構の理事長が委嘱する。</p>	<p>1. 趣旨 野菜の生産流通に精通した関係者の意見を得て分析・検討を行う専門委員会として、農畜産業振興機構に「野菜需給・価格情報委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、情報の提供内容についてより一層の充実強化を図り、もって野菜需給協議会（以下「協議会」という。）における「野菜の需給、価格動向の情報の提供」の円滑な推進に資するものとする。</p> <p>2. 活動内容 (1) 野菜の主要な品目についての今後数か月間の需給・価格の見通しの分析・検討 (2) (1)に関する情報提供 (3) その他協議会の活動に必要な事項</p> <p>3. 構成等 (1) 委員は、学識経験者及び野菜の生産・流通の実務者等で構成する。 (2) 委員会に座長をおく。 (3) 座長は、委員の互選により選出する。 (4) 座長は、委員会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。 (5) 委員会に、必要に応じて専門委員及び分科会をおくことができる。 なお、委員会座長は分科会座長を指名するものとし、分科会座長は、委員会に出席し分科会の検討内容を報告するものとする。</p> <p>(6) 委員及び専門委員は、機構の理事長が委嘱する。</p>

改正後	現 行
<p><u>(8) 委員等がやむを得ない事由により委員会等を欠席する場合、その委員等がその所属する組織の中から代理人を定めて出席させることができることとする。</u> <u>この場合、委員等はその者を代理人とする委任状を機構の理事長に提出するものとする。</u> <u>(9) 委員等及び専門委員</u>の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4. 開催 委員会等^等は、主要な野菜の出荷時期等を勘案して開催することとし、機構の理事長が招集する。</p> <p>5. 事務局 委員会等^等及び分科会^会の庶務は、野菜需給部需給推進課が行う。</p> <p>6. その他 この要領に定めるもののほか、委員会等^等の運営に関し必要な事項について、委員会等^等の了承を得て、別に定めることができる。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年6月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要領の一部改正は、平成23年2月7日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領の一部改正は、平成27年1月14日から施行する。</u></p>	<p>(7) 委員及び専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4. 開催 委員会は、主要な野菜の出荷時期等を勘案して開催することとし、機構の理事長が招集する。</p> <p>5. 事務局 委員会及び分科会の庶務は、野菜需給部需給推進課が行う。</p> <p>6. その他 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項について、委員会の了承を得て、別に定めることができる。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年6月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要領の一部改正は、平成23年2月7日から施行する。</p>